

令和7年度 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業） 事業計画書提出に当たっての留意事項について

1 基本事項

- 補助事業は単年度会計のため、令和7年度中に事業を完了する必要があります。
- 事業への着手は、補助金交付を内示した後となります。補助事業が不採択となった場合もその旨を通知しますので、連絡を受ける前に事業への着手をしないでください。
※内示前に着手（入札・契約・着工）した場合は、補助の対象となりません。
- 医療施設等を整備する場合、通常、**基本設計**⇒**実施設計**⇒**入札契約**⇒**工事施工+工事監理**を経て整備されます。

（※予定価格に応じて基本設計後の手続きが異なります。手続きフロー図を参照してください。）

基本設計 ※内示前手続き	配置図、各階平面図、立面図、概算工事費	
実施設計 ※内示後	実施設計図面	入札に必要な詳細図面及び仕様書
	設計内訳書	工事費積算⇒設計価格を算出
入札契約 ※内示後	予定価格は設計価格とする 競争入札（一般競争、指名競争）、随意契約	
工事施工	建築施工業者（ゼネコン）、専門工事業者	
工事監理	工事が設計図書どおりかどうか工事施行者以外の立場から確認	

- 補助事業は、設計事務所の設計及び設計事務所とは関係しない業者の競争入札にて施工業者を決めるのが大原則のため、補助要望時に見積り等を徴収した業者に、着工してもらうことは認められません。（※設計と施工を同一業者が行う設計施工は認められません。）
- 設計その他工事に伴う事務に要する費用は補助対象外です。

2 個人防護具保管施設の整備について

- プレハブ倉庫等により個人防護具保管庫を設置する場合は、土地に定着させるための工事を伴う建築物でなければなりません。地面下に（鉄筋）コンクリート造の基礎を造り、保管施設の土台とその基礎をアンカーボルト（プレート）にて緊結する必要があります。
※コンクリートブロックを地面に並べてその上に保管施設を載せるだけのものは対象外です。
- 補助対象面積は、個人防護具を備蓄するために必要と認められるスペースのみが対象となります。過大な必要備蓄量に対する面積は対象外です。
※申請する面積が客観的かつ合理的に必要な不可欠であることが説明できるよう、適切な面積での申請をしてください。

3 その他の留意事項

- 本事業に係るQ&Aは、次の県ホームページを参照してください。
「令和7年度新興感染症対応力強化事業に係るQ&A」
（リンク：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/268/hcdc-iryoukyouteiho.jyo.html>）